

甲 府 市 公 報

第1372号

発行所 甲 府 市 役 所
 発行人 甲 府 市
 (毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)
 印刷所 サンニチ印刷
 甲府市北口二丁目6番10号

目 次

[条 例]

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例…………… 3
 甲府市交通災害共済条例の一部を改正する条例…………… 3
 甲府市水防協議会条例の一部を改正する条例…………… 4
 甲府市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例…………… 5
 甲府市障害者センター条例の一部を改正する条例…………… 5
 甲府市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例…………… 6
 甲府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例…………… 7
 甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例…………… 7

[規 則]

甲府市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
 甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
 甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 10

[告 示]

平成25年度上半期の財政状況等の公表…………… 14
 甲府市各企業会計の平成25年度上半期の業務状況等の公表…………… 14
 配当計算書(謄本)・充当通知書公示送達…………… 14
 都市計画変更案の縦覧公告(2件)…………… 15
 差押調書(謄本)公示送達…………… 15
 配当計算書(謄本)・充当通知書公示送達…………… 15
 住民票を職権消除した者の告示…………… 16
 道路区域の変更告示…………… 16
 開発行為に関する工事の完了公告(3件)…………… 16
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告…………… 17
 国民健康保険料督促状公示送達…………… 17
 入札告示(3件)…………… 17
 国民健康保険料納入通知書公示送達…………… 20
 平成25年度補正予算の公表…………… 20
 開発行為に関する工事の完了公告(2件)…………… 21
 公の施設に係る指定管理者の指定告示(5件)…………… 21
 行旅死亡人の告示…………… 23

差押調書(謄本)公示送達…………… 23
 介護保険被保険者証無効告示…………… 23
 開発行為に関する工事の完了公告(2件)…………… 23
 差押調書(謄本)公示送達…………… 24
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 24
 公の施設に係る指定管理者の指定告示(2件)…………… 24
 甲府市森林整備計画変更案の縦覧公告…………… 24
 計量器定期検査の実施公示…………… 25
 入札告示…………… 25
 公の施設に係る指定管理者の指定告示…………… 26
 配当計算書(謄本)・充当通知書公示送達(2件)…………… 26
 開発行為に関する工事の完了公告…………… 26
 市道路線の認定告示…………… 27
 道路区域の決定告示…………… 27
 道路の供用開始告示…………… 27
 道路区域の変更告示…………… 28
 道路の供用開始告示…………… 28
 入札告示…………… 28
 道路の供用開始告示(2件)…………… 29
 国民健康保険被保険者証無効告示…………… 30

開発行為に関する工事の完了公告	30
公の施設に係る指定管理者の指定告示	30
都市計画変更の縦覧告示（2件）	31
開発行為に関する工事の完了公告	31
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	31
開発行為に関する工事の完了公告	32

[教育委員会]

公の施設に係る指定管理者の指定告示（2件）	32
-----------------------	----

[選挙管理委員会]

選挙人名簿登録者総数の3分の1、50分の1及び6分の1の数の告示	33
----------------------------------	----

[農業委員会]

甲府市農業委員会12月定例総会招集公告	33
---------------------	----

[上下水道局]

入札告示（8件）	34
----------	----

[任免辞令]

市長事務部局	43
--------	----

条例

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第30号

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例（平成17年12月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区域をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第2条中「平成25年3月31日までの間に、」を「平成27年3月31日までの間に、過疎地域において」に、「又は同法第45条第1項の表の第1号」を「の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供し、同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

甲府市交通災害共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第31号

甲府市交通災害共済条例の一部を改正する条例

甲府市交通災害共済条例（昭和42年7月条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

180,000円	190,000円
160,000円	170,000円
140,000円	150,000円
120,000円	130,000円
100,000円	110,000円
80,000円	90,000円
70,000円	80,000円
150,000円	160,000円
130,000円	140,000円
110,000円	120,000円
90,000円	100,000円
70,000円	80,000円
60,000円	70,000円
120,000円	130,000円
100,000円	110,000円
80,000円	90,000円
60,000円	70,000円

を

に改める。

50,000円	60,000円
90,000円	100,000円
70,000円	80,000円
50,000円	60,000円
40,000円	50,000円
60,000円	70,000円
40,000円	50,000円
30,000円	40,000円
35,000円	45,000円
18,000円	28,000円
15,000円	25,000円
12,000円	22,000円
10,000円	20,000円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後において発生した交通事故による災害から適用し、同日の前日までに発生した交通事故による災害については、なお従前の例による。

甲府市水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第32号

甲府市水防協議会条例の一部を改正する条例

甲府市水防協議会条例（昭和27年8月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条第1項」を「第34条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第33号

甲府市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

甲府市立保育所設置及び管理条例（昭和62年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「

甲府市中央三丁目10番7号	100
---------------	-----

」を

「

甲府市中央三丁目3番1号	120
--------------	-----

」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月4日から施行する。

甲府市障害者センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第34号

甲府市障害者センター条例の一部を改正する条例

甲府市障害者センター条例（平成20年9月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 基幹相談支援センター事業（法第77条の2第1項に規定する事業及び業務をいう。）

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第35号

甲府市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

甲府市青少年問題協議会条例（昭和30年7月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「委員」を「会長及び委員」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「会長は」の次に「、協議会を代表し」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 学識経験がある者
- (5) 市職員

第4条第1項本文を次のように改める。

前条第3項第4号の委員の任期は、2年とし、その他の委員の任期は、当該職にある期間とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第1条の規定により設置された甲府市青少年問題協議会の委員に委嘱又は任命をされている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の第3条第3項の規定により委員に委嘱又は任命をされた者とみなし、同項第4号の委員の任期は、この条例による改正後の第

4条第1項の規定にかかわらず、平成26年7月19日までとする。

甲府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第36号

甲府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

甲府市社会教育委員に関する条例（昭和25年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（組織）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第1条の規定により設置された社会教育委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日この条例による改正後の第2条第2項の規定により社会教育委員に委嘱された者とみなし、その任期は、この条例による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成26年6月30日までとする。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第37号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表に次のように加える。

24	北新団地A	北新一丁目5番	高層耐火構造9階建 1戸 91.03㎡	51戸
			高層耐火構造9階建 1戸 75.58㎡	54戸
			高層耐火構造9階建 1戸 55.95㎡	18戸

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

規則

甲府市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第31号

甲府市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成24年3月規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則

第1条中「又は特例訓練等給付費」を「若しくは特例訓練等給付費又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項の規定に基づく特例障害児通所給付費」に、「同項第2号」を「障害者総合支援法第30条第1項第2号」に、「（以下「基準該当障害福祉サービス」を「又は児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援（以下「基準該当障害福祉サービス等」に改める。

第2条中「及び」を「、児童福祉法並びに」に、「。以下「県条例」という。」を「）及び山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第66号）に改める。

第3条中「基準該当障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練及び就労継続支援B型に係るサービスに限る。以下同じ。）」を「基準該当障害福祉サービス等」に改める。

第4条第1項中「基準該当障害福祉サービスの」を「基準該当障害福祉サービス等の」に、「基準該当障害福祉サービス事業者登録申請書」を「基準該当障害福祉サービス等事業者登録申請書」に改め、同項第2号中「（生活介護、自立訓練及び

就労継続支援B型に係る登録の申請に限る。）」を削り、同項第6号中「障害者」の次に「若しくは障害児」を加え、同条第2項第1号中「県条例」を「山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例又は山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（以下これらを「県条例」という。）」に、「基準該当障害福祉サービス」を「基準該当障害福祉サービス等」に改め、同項第2号中「基準該当障害福祉サービス」を「基準該当障害福祉サービス等」に改め、同項第3号中「指定障害福祉サービス事業者に」を「指定障害福祉サービス事業者又は指定通所支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）」に、「指定障害福祉サービス事業者の」を「指定障害福祉サービス事業者等の」に改め、同条第3項中「基準該当障害福祉サービスの」を「基準該当障害福祉サービス等の」に、「基準該当障害福祉サービス事業者登録通知書」を「基準該当障害福祉サービス等事業者登録通知書」に、「基準該当障害福祉サービス事業者登録不認定通知書」を「基準該当障害福祉サービス等事業者登録不認定通知書」に改める。

第6条第2項中「基準該当障害福祉サービスの」を「基準該当障害福祉サービス等の」に、「基準該当障害福祉サービス事業廃止・休止・再開届出書」を「基準該当障害福祉サービス等事業廃止・休止・再開届出書」に改める。

第7条第1項、第3項、第5項及び第7項中「基準該当障害福祉サービス」を「基準該当障害福祉サービス等」に改める。

第8条第1号中「指定障害福祉サービス事業者」を「指定障害福祉サービス事業者等」に改め、同条第2号及び第3号中「基準該当障害福祉サービス」を「基準該当障害福祉サービス等」に改め、同条第5号中「の規定」を「又は児童福祉法第21条の5の21第1項の規定」に改め、同条第6号中「の規定による質問」を「又は児童福祉法第21条の5の21第1項の規定による質問」に、「同項」を「これら」に改める。

第1号様式中「基準該当障害福祉サービス事業者登録申請書」を「基準該当障害福祉サービス等事業者登録申請書」に、「基準該当障害福祉サービス事業者に」を「基準該当障害福祉サービス等事業者に」に改め、「障害者総合支援法」の次に「又は児童福祉法」を加え、「及び地域生活支援事業に」を「又は障害児通所支援事業に」に、「及び地域生活支援事業」を「又は障害児通所支援事業」に、「及び地域生活支援事業所」を「又は障害児通所支援事業所」に改める。

第2号様式中「基準該当障害福祉サービス事業者登録通知書」を「基準該当障害福祉サービス等事業者登録通知書」に、「基準該当障害福祉サービス事業者の」を「基準該当障害福祉サービス等事業者の」に改める。

第3号様式中「基準該当障害福祉サービス事業者登録不認定通知書」を「基準該当障害福祉サービス等事業者登録不認定通知書」に、「基準該当障害福祉サービス事業者の」を「基準該当障害福祉サービス等事業者の」に改める。

第5号様式中「基準該当障害福祉サービス事業廃止・休止・再開届出書」を「基準該当障害福祉サービス等事業廃止・休止・再開届出書」に、「基準該当障害福祉サービス事業を」を「基準該当障害福祉サービス等事業を」に、「基準該当障害福祉サービスを」を「基準該当障害福祉サービス等を」に改める。

第6号様式中「基準該当障害福祉サービス事業所」を「基準該当障害福祉サービス等事業所」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第32号

甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市消防団の組織等に関する規則（昭和41年10月規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、副団長及び本部員」を「及び副団長」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称\区分	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計
本部	1	5						6
富士川分団			1	2	5	5	12	25
琢美分団			1	2	5	5	12	25
相生分団			1	2	5	5	12	25
新紺屋分団			1	2	5	5	12	25
穴切分団			1	2	5	5	12	25
湯田分団			1	2	5	5	12	25
春日分団			1	2	5	5	12	25
伊勢分団			1	2	6	6	15	30
朝日分団			1	2	5	5	12	25
里垣分団			1	2	9	9	24	45
相川分団			1	2	18	18	52	91

国母分団			1	2	10	10	27	50
貢川分団			1	2	7	7	16	33
千塚分団			1	2	8	8	21	40
池田分団			1	2	8	7	18	36
山城分団			1	2	18	18	51	90
玉諸分団			1	2	14	14	39	70
甲運分団			1	2	9	9	26	47
千代田分団			1	2	12	12	33	60
能泉分団			1	2	4	5	10	22
宮本分団			1	2	8	8	20	39
大里分団			1	2	14	14	39	70
東分団			1	2	6	6	15	30
北新分団			1	2	5	5	12	25
羽黒分団			1	2	8	8	21	40
右左口分団			1	2	11	11	32	57
滝川分団			1	2	10	10	29	52
下向山分団			1	2	8	8	24	43
白井分団			1	2	8	8	21	40
上曾根分団			1	2	10	10	30	53
下曾根分団			1	2	7	7	20	37
上九一色分団			1	2	5	5	14	27
計	1	5	32	64	263	263	705	1,333

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第33号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和25年8月規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中

備考	
	記
1	延滞金は、下記の区分によって計算した額となります。 （ア） 納付の日が納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年パーセントの割合 （イ） 納付の日が上記（ア）の期間を経過した日の翌日からは年14.6パーセントの割合
2	地方税法第15条3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞金については、「年パーセント」の割合により計算した額です。
3	「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等差押えた有価証券、債権及び無体財産等の取立並びに配当に関する費用です。

を

備考	

に

改める。

第7号様式中

上記納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納税義務者（又は保証人）として納付（納入）すべき金額	円に下記の延滞金額（起算日 年 月 日）及び滞納処分費（円）を加えた金額
--	--------------------------------------

記

1 延滞金は、下記の区分によって計算した額となります。

(ア) 納付の日が納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年パーセントの割合

(イ) 納付の日が上記（ア）の期間を経過した日の翌日からは年14.6パーセントの割合

2 地方税法第15条3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞金については、「年パーセント」の割合により計算した額です。

3 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等差押えた有価証券、債権及び無体財産等の取立並びに配当に関する費用です。

を

上記納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納税義務者（又は保証人）として納付（納入）すべき金額	円に延滞金（起算日 年 月 日）及び滞納処分費を加えた金額
--	-------------------------------

に

改める。

第9号様式中

担 保 財 産	〔 名 稱 、 性 質 及 び 所 在 、 数 量 、 〕	

記

- 延滞金は、下記の区分によって計算した額となります。
 - 納付の日が納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年パーセントの割合
 - 納付の日が上記（ア）の期間を経過した日の翌日からは年14.6パーセントの割合
- 地方税法第15条3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞金については、「年パーセント」の割合により計算した額です。
- 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等差押えた有価証券、債権及び無体財産等の取立並びに配当に関する費用です。

を

担 保 財 産	〔 名 稱 、 性 質 及 び 所 在 、 数 量 、 〕	

に

改める。

第10号様式中

担 保 権 者	住（居）所 （所在地）	氏 名 （名 称）	登記順位

記

- 延滞金は、下記の区分によって計算した額となります。
 - 納付の日が納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年

を

パーセントの割合
 (イ) 納付の日が上記(ア)の期間を経過した日の翌日からは年
 14.6パーセントの割合
 2 地方税法第15条3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞
 金については、「年パーセント」の割合により計算した額です。
 3 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産
 の保管、運搬、換価及び修理等差押えた有価証券、債権及び無体財産等
 の取立並びに配当に関する費用です。

担 保 権 者	住(居)所 (所在地)	氏 名 (名 称)	登記順位

改める。

第11号様式中

仮登記(録) 年月日受付 番 号 等	仮登記(録)年月日	
	年 月 日	
記		
1 延滞金は、下記の区分によって計算した額となります。 (ア) 納付の日が納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年 パーセントの割合 (イ) 納付の日が上記(ア)の期間を経過した日の翌日からは年 14.6パーセントの割合 2 地方税法第15条3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞 金については、「年パーセント」の割合により計算した額です。		

3 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産
 の保管、運搬、換価及び修理等差押えた有価証券、債権及び無体財産等
 の取立並びに配当に関する費用です。

仮登記(録) 年月日受付 番 号 等	仮登記(録)年月日	
	年 月 日	
記		
1 延滞金は、下記の区分によって計算した額となります。 (ア) 納付の日が納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年 パーセントの割合 (イ) 納付の日が上記(ア)の期間を経過した日の翌日からは年 14.6パーセントの割合 2 地方税法第15条3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞 金については、「年パーセント」の割合により計算した額です。 3 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産 の保管、運搬、換価及び修理等差押えた有価証券、債権及び無体財産等 の取立並びに配当に関する費用です。		

改める。

第12号様式中

備 考	
記	
1 延滞金は、下記の区分によって計算した額となります。 (ア) 納付の日が納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年 パーセントの割合 (イ) 納付の日が上記(ア)の期間を経過した日の翌日からは年 14.6パーセントの割合 2 地方税法第15条3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞 金については、「年パーセント」の割合により計算した額です。 3 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産 の保管、運搬、換価及び修理等差押えた有価証券、債権及び無体財産等 の取立並びに配当に関する費用です。	

備 考	
記	
1 延滞金は、下記の区分によって計算した額となります。 (ア) 納付の日が納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年 パーセントの割合 (イ) 納付の日が上記(ア)の期間を経過した日の翌日からは年 14.6パーセントの割合 2 地方税法第15条3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞 金については、「年パーセント」の割合により計算した額です。	

改める。

第18号様式中

交付 要求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名			
	執行機関名	差押年月日	年 月 日

記

1 延滞金は、下記の区分によって計算した額となります。
 (ア) 納付の日が納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年パーセントの割合
 (イ) 納付の日が上記(ア)の期間を経過した日の翌日から年14.6パーセントの割合

2 地方税法第15条3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞金については、「年パーセント」の割合により計算した額です。

3 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等差押えた有価証券、債権及び無体財産等の取立並びに配当に関する費用です。

を

交付 要求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名			
	執行機関名	差押年月日	年 月 日

に

改める。
第19号様式(その1)中

交付 要求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名			
	執行機関名	差押年月日	年 月 日

記

1 延滞金は、下記の区分によって計算した額となります。
 (ア) 納付の日が納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年パーセントの割合
 (イ) 納付の日が上記(ア)の期間を経過した日の翌日から年14.6パーセントの割合

2 地方税法第15条3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞金については、「年パーセント」の割合により計算した額です。

3 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等差押えた有価証券、債権及び無体財産等の取立並びに配当に関する費用です。

を

交付 要求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名			
	執行機関名	差押年月日	年 月 日

に

改める。
第19号様式(その2)中

交付要求年月日	年 月 日
記	
<p>1 延滞金は、下記の区分によって計算した額となります。 (ア) 納付の日が納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年パーセントの割合 (イ) 納付の日が上記(ア)の期間を経過した日の翌日から年14.6パーセントの割合</p> <p>2 地方税法第15条3の規定による徴収猶予を受けた税についての延滞金については、「年パーセント」の割合により計算した額です。</p>	

を

3 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等差押えた有価証券、債権及び無体財産等の取立並びに配当に関する費用です。

「

交付要求年月日	年	月	日
---------	---	---	---

」に

改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

告示

甲府市告示第528号

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の平成25年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

平成25年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第529号

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の平成25年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

平成25年12月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第530号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年12月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書(謄本) 税発第3313号
充当通知書 税発第3314号 |
| 2 送達を受けるべき者 | COSTA GUILHERME NOGUEIRA |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第531号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

平成25年12月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------------|---|
| 1 都市計画の種類 | 甲府都市計画道路の変更
(3・5・4号千塚三丁目羽黒町線) |
| 2 都市計画の変更に係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 縦覧場所 | 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課 |
| 4 縦覧期間 | 平成25年12月3日から
平成25年12月17日まで
但し、縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く通常勤務時間(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。 |

甲府市告示第532号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定によ

り、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

平成25年12月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------------|---|
| 1 都市計画の種類 | 笛吹川都市計画下水道 甲府市公共下水道の変更 |
| 2 都市計画の変更に係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 縦覧場所 | 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課 |
| 4 縦覧期間 | 平成25年12月3日から
平成25年12月17日まで
但し、縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く通常勤務時間(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。 |

甲府市告示第533号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年12月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名 | 差押調書(謄本) 税発第3475号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 馬 光 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第534号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年12月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 配当計算書(謄本) | 税発第3467号 |
| | 充当通知書 | 税発第3468号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 三井興業株式会社 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第535号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成25年12月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第536号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年12月17日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|---------|---------|
| 1 道路の種類 | 市道 |
| 2 路線番号 | 1197 |
| 3 路線名 | 国玉酒折1号線 |
| 4 道路の区域 | |

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市酒折町字土面田581番1地先から	4.5~	241.5

	甲府市国玉町字飯寄80番1地先まで	7.8	
新	甲府市酒折町字土面田581番1地先から	7.0~	240.0
	甲府市国玉町字飯寄80番1地先まで	16.5	

甲府市告示第537号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字宮北2573番3、2573番27
以上2筆
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市里吉四丁目14番12号
市 村 晃

甲府市告示第538号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字天神1439番1、1439番5
以上2筆
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市大里町2348番地
寿住宅1号
朝 日 正 美

甲府市告示第539号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字正里982番3、982番4、983番1
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市御坂町下黒駒1238番地3
メゾンコバヤシ202
佐々木洋介

甲府市告示第540号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成25年12月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第541号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年12月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名
平成25年度国民健康保険料第1期分督促状
平成25年度国民健康保険料第2期分督促状
平成25年度国民健康保険料第3期分督促状
- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 3 保管場所
甲府市税務部収納管理室収納課

（別紙省略）

甲府市告示第542号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年12月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建築) 237号		
工事名	総合市民会館外壁改修工事（第1期）		
工事場所	甲府市青沼三丁目5番44号		
工事概要	1	工事内容	南面外壁注入口付アンカーピンニング改修他一式
	2	工期	平成26年3月13日まで
	3	予定価格（税込み）	19,659,150円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の新築、改築、増築、改修工事等。 ただし、1件の工事請負額が900万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。

		なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成25年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日 平成25年12月17日
	3	申請書受付開始日 平成25年12月6日
	4	申請書受付締切日 平成25年12月17日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成25年12月24日
	6	設計図書配付開始日 平成25年12月6日
	7	設計図書配付締切日 平成25年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成25年12月6日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成25年12月25日
	10	入札及び開札日時 平成26年1月9日 午前10時15分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成26年1月6日 午後5時まで
	2	回答 平成26年1月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課	

〒400-8585
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5124

甲府市告示第543号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年12月6日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建築) 250号		
工事名	北東部市民センター北側入口改修及び駐車場整備工事		
工事場所	甲府市武田三丁目1-6		
工事概要	1	工事内容	○駐車場整備工事 ・既存住宅解体 軽量鉄骨造平屋建て 267.0㎡ 3棟 ・透水性アスファルト舗装 942.0㎡、 ・自転車置場設置 2基 ○北側入口改修工事 ・風除室増築 鉄骨造平屋建て 9.9㎡、 ・外構工事 一式
	2	工期	平成26年3月13日まで
	3	予定価格(税込み)	21,417,900円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の新築、改築、増築、改修工事等。ただし、1件の工事請負額が1,000万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年12月17日
	3	申請書受付開始日	平成25年12月6日
	4	申請書受付締切日	平成25年12月17日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年12月24日
	6	設計図書配付開始日	平成25年12月6日
	7	設計図書配付締切日	平成25年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年12月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年12月25日
	10	入札及び開札日時	平成26年1月9日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年1月6日 午後5時まで
	2	回答	平成26年1月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第544号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年12月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 230号		
工事名	市道舗装工事(富士見通り線)		
工事場所	甲府市塩部四丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L=590.0m ・排水性舗装工 A=3860.0㎡、 ・区画線工 1式、 ・視覚障害者誘導用標示設置工 1式、 ・路面カラー塗装工 1式、 ・付帯工 1式
	2	工期	平成26年3月13日まで
	3	予定価格(税込み)	28,896,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年12月17日
	3	申請書受付開始日	平成25年12月6日
	4	申請書受付締切日	平成25年12月17日
	5	入札参加資格確認結果	平成25年12月24日

	通知日	
	6 設計図書配付開始日	平成25年12月6日
	7 設計図書配付締切日	平成25年12月25日
	8 設計図書に関する質問開始日	平成25年12月6日
	9 設計図書に関する質問締切日	平成25年12月25日
	10 入札及び開札日時	平成26年1月9日 午前10時25分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1 質問	平成26年1月6日 午後5時まで
	2 回答	平成26年1月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第545号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年12月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
- 2 発送日 平成25年11月1日
- 3 項目 平成25年度国民健康保険料5期～9期分
- 4 納期限 平成25年12月2日
(納期限を平成26年1月6日に再指定)
平成26年1月6日 平成26年1月31日
平成26年2月28日 平成26年3月31日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア
- 6 納付義務者 別紙のとおり（10件）

(別紙省略)

甲府市告示第546号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成25年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成25年12月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成25年度甲府市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成25年度甲府市一般会計補正予算（第5号）
- 3 平成25年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 平成25年度甲府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成25年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 平成25年度甲府市古閑・梯町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 平成25年度甲府市簡易水道等事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 平成25年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

- 9 平成25年度甲府市浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)
- 10 平成25年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算(第1号)
- 11 平成25年度甲府市病院事業会計補正予算(第2号)
- 12 平成25年度甲府市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 13 平成25年度甲府市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 14 平成25年度甲府市水道事業会計補正予算(第2号)
- 15 平成25年度甲府市水道事業会計補正予算(第3号)

平成25年12月10日 原案可決

(別紙省略)

甲府市告示第547号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月10日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国母二丁目747番1から747番17まで
以上17筆及び水

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、公園、消防施設、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市篠原2845番地4
有限会社竜王土地
代表取締役 藤本文雄

(別添図省略)

甲府市告示第548号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月11日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下鍛冶屋町字西河原901番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市竜王新町1114番地3
サンハイム米山101号室
米倉 広幸

甲府市告示第549号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

平成25年12月11日

甲府市長 宮島雅展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
市道北口駅前広場線	甲府市北口二丁目14番14号	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
市道甲府駅周辺土地区画整理2号線	特定非営利活動法人 甲府駅北口まちづくり委員会	
市道甲府駅周辺土地区画整理9号線の一部		
市道甲府駅周辺土地区画整理10号線の一部		
市道甲府駅周辺土地区画整理24号線		
甲府駅北口第1駐車場		
甲府駅北口第2駐車場		
甲府駅北口第1自転車駐車場		
甲府駅北口第2自転車駐車場		
甲府駅北口多目的広場		
甲府市歴史公園		
甲府市藤村記念館		

甲府市告示第550号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成25年12月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市光風寮	甲府市東光寺一丁目10番25号 社会福祉法人 甲府市社会福祉事業団	平成26年4月1日 から平成31年3月 31日まで

甲府市告示第551号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

平成25年12月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市障害者センター	甲府市東光寺一丁目10番25号 社会福祉法人 甲府市社会福祉事業団	平成26年4月1日 から平成31年3月 31日まで

甲府市告示第552号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

平成25年12月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市玉諸福祉センター	甲府市幸町15番6号 社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会	平成26年4月1日 から平成31年3月 31日まで
甲府市山宮福祉センター		
甲府市貢川福祉センター		
甲府市相川福祉センター		

甲府市告示第553号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

平成25年12月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市中道YLO会館	甲府市幸町15番6号 社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで
甲府市上九の湯ふれあいセンター		
甲府市中道デイサービスセンター		
甲府市上九一色デイサービスセンター		
甲府市健康の杜センター		
甲府市上曾根いきいきプラザ		
甲府市古関・梯いきいきプラザ		

甲府市告示第554号

甲府市平瀬町158番地つけものセンター昇谷から南方図測220mの山林内で発見された行旅死亡人について、行旅病人及び行旅死亡人取扱法第9条の規定により告示する。

平成25年12月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-------------|-------------------------------------|
| 1 | 本籍、住所、氏名、性別 | 不詳 |
| 2 | 年齢 | 30歳から40歳 |
| 3 | 特徴 | 身長158cmから168cmくらい |
| 4 | 着衣、所持品 | 黒色ポロシャツ、茶色ズボン、運動靴着用、所持品なし |
| 5 | 死亡日時 | 平成25年9月14日より1か月乃至2か月以上以前と推定 |
| 6 | 死亡場所 | 甲府市平瀬町158番地つけものセンター昇谷から南方図測220mの山林内 |
| 7 | 死因 | 外因死 |
| 8 | 処置 | 平成25年11月28日甲府市斎場にて火葬に付した |

甲府市告示第555号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年12月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） | 税発第3436号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 東 鋭 | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第556号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成25年12月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 介護保険被保険者証 |
| 2 | 被保険者番号並びに住所及び氏名 | 別紙のとおり |
- （別紙省略）

甲府市告示第557号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 甲府市上今井町字西田1341番5、1341番6、1341番地7
以上3筆 |
| 2 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 甲府市上今井町1341番地1
越 石 和 昭
甲府市向町540番地
アクジス向町B201
越 石 和 樹 |

甲府市告示第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市横根町字大坪526番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
韮崎市大草町上條東割1053番地1
プロヴァンス リュミエールF201
松野直也

甲府市告示第559号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年12月17日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 差押調書（謄本） 税発第3683号
- 2 送達を受けるべき者 WIJAYANTI YUREANA
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月17日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代380番1、381番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上阿原町669番地2

ライフピア205
今村 成文

甲府市告示第561号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成25年12月18日

甲府市長 宮島雅展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市市民いこいの里	甲府市黒平町13番地 黒平里山の会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

甲府市告示第562号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成25年12月18日

甲府市長 宮島雅展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市右左口の里	甲府市高畑一丁目2番5号 株式会社えべし	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

甲府市告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により甲府市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、甲府市森林整備計画の変更案を縦覧に供する。

なお、甲府市森林整備計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、甲府市長に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年12月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所産業部農林振興室林政課
- 2 縦覧期間
自 平成25年12月20日
至 平成26年1月13日

甲府市告示第564号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、甲運、玉諸地区の平成25年度特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成25年12月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 検査日程

実施期日	受付時間	検査場所	対象区域
平成26年 1月27日（月）	10:00～12:00 13:00～15:00	J A甲府市 東地区経済センター	甲運地区
平成26年 1月28日（火）	10:00～12:00 13:00～15:00	J A甲府市 東地区経済センター	甲運地区
平成26年 1月30日（木）	10:00～12:00 13:00～15:00	J A甲府市 玉諸支所	玉諸地区

2 検査対象特定計量器 質量計

甲府市告示第565号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年12月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(造園) 260号		
工事名	(仮称) 北新三団地 (A棟) 建替事業に伴う植栽工事		
工事場所	甲府市北新一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	・低木 489株、 ・中低木 18本、 ・高木 20本、 ・芝張り 1265㎡、 他一式
	2	工期	平成26年3月13日まで
	3	予定価格(税込み)	11,844,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	造園 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の造園工事。ただし、1件の工事請負額が500万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年12月24日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年1月9日
	3	申請書受付開始日	平成25年12月24日
	4	申請書受付締切日	平成26年1月9日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年1月16日
	6	設計図書配付開始日	平成25年12月24日
	7	設計図書配付締切日	平成26年1月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年12月24日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年1月17日
	10	入札及び開札日時	平成26年1月27日

		午前10時25分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1 質問	平成26年1月22日 午後5時まで
	2 回答	平成26年1月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第566号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成25年12月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市寺川グリーン公園	甲府市古閑町2992番地21 寺川グリーン公園管理組合	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

甲府市告示第567号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年12月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第3768号 |
| | 充当通知書 | 税発第3769号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 馬 光 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第568号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年12月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第3628号 |
| | 充当通知書 | 税発第3629号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 青鹿 伸次 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市下鍛冶屋町字西河原909番1、909番4から909番12まで、
920番2から920番4まで、926番1、926番3から926番6まで
以上18筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、公園、ゴミ置場、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え
置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市小瀬町8番地
西東京興業株式会社
代表取締役 中 沢 健 次

(別添図省略)

甲府市告示第570号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道路線を次のよ
うに認定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示
の日から平成26年1月6日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

路線番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1625	平等川右岸線	甲府市西高橋町字濁川端498番1地先 甲府市西高橋町字欠間556番29地先	なし
1626	向町(1)地区 区画道路1号線	甲府市上阿原町字整理地413番2地先 甲府市向町字蛭田153番1地先	なし
1627	向町(1)地区 区画道路2号線	甲府市向町字乙麦179番3地先 甲府市向町字乙麦198番2地先	なし

甲府市告示第571号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり
道路の区域を決定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、
この告示の日から平成26年1月6日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1625
- 3 路線名 平等川右岸線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市西高橋町字濁川端498番1地先から 甲府市西高橋町字欠間556番29地先まで	4.1~ 9.5	498.0	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1626
- 3 路線名 向町(1)地区区画道路1号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市上阿原町字整理地413番2地先から 甲府市向町字蛭田153番1地先まで	9.0~ 32.6	329.3	

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1627
- 3 路線名 向町(1)地区区画道路2号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市向町字乙麦179番3地先から 甲府市向町字乙麦198番2地先まで	9.0~ 16.4	128.3	

甲府市告示第572号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり
道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、
この告示の日から平成26年1月6日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	向町(1)地区 区画道路1号線	甲府市上阿原町字整理地 413番2地先から 甲府市向町字蛭田 153番1地先まで	329.3	平成25年 12月24日
市道	向町(1)地区 区画道路2号線	甲府市向町字乙麦 179番3地先から 甲府市向町字乙麦 198番2地先まで	128.3	平成25年 12月24日

甲府市告示第573号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年1月6日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 639
- 3 路線名 向国玉線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市向町字下反田176番1地先から 甲府市向町字蛭田153番1地先まで	4.7～ 4.7	140.0
新	甲府市向町字下反田176番1地先から 甲府市向町字蛭田153番1地先まで	9.0～ 11.4	140.0

甲府市告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年1月6日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	向国玉線	甲府市向町字下反田 176番1地先から 甲府市向町字蛭田 153番1地先まで	140.0	平成25年 12月24日

甲府市告示第575号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年12月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 入札対象業務
 - (1) 入札番号 (業務委託)第772号
 - (2) 業務名称 市営団地消防設備保守点検業務委託
 - (3) 履行期間 契約締結日から平成26年3月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書等による
 - (5) 業務内容 仕様書等による
 - (6) 予定価格 公表しない
 - (7) 最低制限価格 設けない
- 2 入札参加資格
 - 甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者
 - (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
 - (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・消火器」で登録されている者であること。

- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者、若しくは消防設備士）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成25年12月25日（水）～平成26年1月14日（火）
（この期間内の12/28～1/5及び土日祝祭日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
平成26年1月14日（火）については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約/入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成25年12月25日（水）～平成26年1月14日（火）
（この期間内の12/28～1/5及び土日祝祭日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
平成26年1月14日（火）については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成26年1月21日（火） 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1
甲府市丸の内1丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

- 5 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年1月8日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	西河原線	甲府市千塚四丁目 3331番2地先から	93.6	平成25年 12月26日

	甲府市千塚四丁目 3352番1地先まで	
--	------------------------	--

甲府市告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年1月8日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	上今井本線	甲府市上今井町字高条 657番1地先から 甲府市上今井町字高条 46番地先まで	47.2	平成25年 12月26日

甲府市告示第578号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成25年12月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|----------------------|-------------|--------|
| 1 | 書類名 | 国民健康保険被保険者証 | |
| 2 | 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 | 別紙のとおり | (別紙省略) |

甲府市告示第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小瀬町字北屋敷588番3の一部、589番2、589番12、589番24から589番27まで、589番30から589番33まで以上11筆
- 公共施設の種類の、位置

公共施設の種類の	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。)
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市古上条町11番地1
有限会社明和ホーム
代表取締役 依田 由紀夫

(別添図省略)

甲府市告示第580号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成25年12月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
石田悠遊館	甲府市上石田三丁目3番46号 石田悠遊館運営協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大国悠遊館	甲府市後屋町155番地15 大国悠遊館運営協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
里垣悠遊館	甲府市善光寺二丁目8番17号 里垣悠遊館運営協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
相川悠遊館	甲府市古府中町6019番地 相川悠遊館運営協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
湯田悠遊館	甲府市幸町14番15号 湯田悠遊館運営協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
伊勢悠遊館	甲府市伊勢三丁目8番17号	平成26年4月1日から

	伊勢悠遊館運営協議会	平成31年3月31日まで
北部悠遊館	甲府市下帯那町3054番地4 北部悠遊館運営協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
貢川悠遊館	甲府市富竹一丁目8番12号 貢川悠遊館運営協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大里悠遊館	甲府市大里町3805番地1 大里悠遊館運営協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
羽黒悠遊館	甲府市山宮町2401番地1 羽黒悠遊館運営協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

甲府市告示第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年12月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 都市計画の種類 甲府都市計画道路
(3・5・4号千塚三丁目羽黒町線)
- 2 都市計画の変更に
係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 縦覧場所 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課

甲府市告示第582号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年12月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 都市計画の種類 笛吹川都市計画下水道 甲府市公共下水道

- 2 都市計画の変更に
係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 縦覧場所 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課

甲府市告示第583号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市飯田三丁目790番8から790番20まで、790番22から790番29まで
以上21筆及び水
- 2 公共施設の種類の、位置

公共施設の種類の	道路、水路、公園、ゴミ置場、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市貢川本町4番19号
大和ハウス工業株式会社 山梨支店
支配人 成田 誠

(別添図省略)

甲府市告示第584号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号、及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成25年12月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

教育委員会

甲府市教育委員会告示第29号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成25年12月10日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市緑が丘スポーツ公園（有料運動施設）	甲府市緑が丘二丁目8番1号甲府市緑が丘スポーツ公園管理事務所内 公益財団法人 甲府市体育協会	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
甲府市青葉スポーツ広場		
甲府市東下条スポーツ広場		

甲府市教育委員会告示第30号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成25年12月10日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市総合市民会館	甲府市湯田二丁目13番1号 UTY・ALPS・NTT-F 共同事業体	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 栄光 甲府市徳行一丁目3番22号	相談支援事業所 クリーム 甲府市徳行一丁目3番22号	平成26年1月1日	指定計画相談支援	特定なし	1930101389

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 栄光 甲府市徳行一丁目3番22号	相談支援事業所 クリーム 甲府市徳行一丁目3番22号	平成26年1月1日	指定障害児相談支援	特定なし	1970101398

甲府市告示第585号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字椀面785番3から785番15まで、785番2の一部以上14筆及び水

2 公共施設の種類の、位置

公共施設の種類の	道路、水路、ゴミ置場
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市貢川本町4番19号
大和ハウス工業株式会社 山梨支店
支配人 成田 誠

（別添図省略）

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第32号

平成25年12月1日現在の選挙人名簿について、地方自治法第76条、第80条、第81条、第86条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙人名簿に登録されている者の総数の1/3の数及び地方自治法第74条、第75条に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項、第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成25年12月4日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

1	1/3の数	52,250人
2	1/50の数	3,135人
3	1/6の数	26,125人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会12月定例総会を、平成25年12月26日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成25年12月20日

甲府市農業委員会会長 塩野 陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成26年1月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第87号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年12月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110101号	
工事名	(配玉-1) 配水管布設工事	
工事場所	中央市乙黒・極楽寺地内（甲府市浄化センターの西）	
工事概要	1 工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. NS (φ150) 197.0m、 ・DIP. K (φ150) 1.0m、 ・DIP. NS (φ100) 3.0m、 ・RRVP (φ100) 2.0m、 ・仕切弁. NS (φ150) 5基、 ・仕切弁. NS (φ100) 1基、 ・仕切弁. NS (泥吐弁) (φ75) 2基、 ・空気弁 (φ20) 1基
	2 工期	平成26年4月30日まで
	3 予定価格 (税込み)	14,396,400円 (消費税相当額8%で積算)
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1 本店所在地	給水区域内
	2 競争入札参加資格	土木一式 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)600点以上
	3 同種工事施工実績	配水管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が、700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての

日程	4	配置予定技術者の資格	実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 入札説明書に記載
	1	入札説明書等配付開始日	平成25年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年12月17日
	3	申請書受付開始日	平成25年12月6日
	4	申請書受付締切日	平成25年12月17日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成25年12月24日
	6	設計図書配付開始日	平成25年12月6日
	7	設計図書配付締切日	平成25年12月25日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成25年12月6日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成25年12月25日
提出書類	10	入札及び開札日時	平成26年1月9日 午前10時10分
	1	参加申請時	入札説明書に記載
入札参加資格に対する 説明	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
	1	質問	平成26年1月6日 午後5時まで
入札の無効	2	回答	平成26年1月7日
	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第88号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年12月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気)130093号	
工事名	甲府市浄化センター汚泥焼却施設増設（電気設備）工事	
工事場所	甲府市大津町1, 645番地（甲府市浄化センター）	
工事概要	1 工事内容	汚泥焼却炉（処理量60t/日）増設に伴う電気設備工事 ・受変電設備 1式 ・運転操作設備 1式 ・計装設備 1式 ・監視制御設備 1式
	2 工期	平成27年7月8日まで
	3 予定価格（税込み）	586,828,800円 （消費税相当額8%で積算）
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1 本店所在地	指定なし
	2 競争入札参加資格	電気 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値（P）1,200点以上
	3 同種工事施工実績	上下水道施設の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が2億円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型II
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年12月17日
	3	申請書受付開始日	平成25年12月6日
	4	申請書受付締切日	平成25年12月17日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年12月24日
	6	設計図書配付開始日	平成25年12月6日
	7	設計図書配付締切日	平成25年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年12月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年12月25日
	10	入札日時	平成26年1月9日 午前10時00分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年1月15日
	12	開札日時	平成26年1月21日 午前9時00分
	13	落札者決定日	平成26年1月22日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年1月6日 午後5時まで
	2	回答	平成26年1月7日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年1月17日まで
	2	回答	平成26年1月20日
価格以外の評価を修正した場合	公表		平成26年1月20日
入札の無効			入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札

入札保証金	入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札 免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。(年度支払限度額の4/10以内とする。)
	中間前金払	請求できない。
	部分払	請求できる。
年度支払限度額	平成25年度	0円
	平成26年度	222,000,000円
	平成27年度	残金
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第89号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月管理規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年12月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110102号	
工事名	(路-1) 路面復旧工事	
工事場所	甲府市羽黒町地内(甲府市立羽黒小学校の東)	
工事概要	1	工事内容 ・表層工(再生密粒度ASC:t=5cm) A=2250.0㎡、 ・不陸整正工(M-30:t=3cm) A=2240.0㎡、

		・区画線工 1式、 ・消火栓筐取替 1箇所、 ・グリーンベルト工 A=208.0㎡	
2	工期	平成26年4月23日まで	
3	予定価格 (税込み)	13,046,400円 (消費税相当額8%で積算)	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年12月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年12月17日
	3	申請書受付開始日	平成25年12月6日
	4	申請書受付締切日	平成25年12月17日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年12月24日
	6	設計図書配付開始日	平成25年12月6日
	7	設計図書配付締切日	平成25年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年12月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年12月25日
	10	入札及び開札日時	平成26年1月9日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年1月6日 午後5時まで
	2	回答	平成26年1月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札		

	入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第90号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年12月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）29号	
工事名	①濁川東一処理分区下水道管布設工事（H25-3） ②（下甲-5）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・H25-3）	
工事場所	甲府市和戸町地内	
工事概要	1	工事内容 ①・塩ビ管布設工（φ200）L=769.9m ・人孔設置工（1号）21箇所 ・人孔設置工（小型）8箇所 ・公設柵設置工 53箇所

		<ul style="list-style-type: none"> ・付帯工 1式 ②・DIP. NS（φ250）101.5m ・DIP. NS（φ150）93.0m ・DIP. NS（φ100）104.5m ・DIP. K（φ250）4.5m ・DIP. K（φ100）3.0m ・RRVP（φ75）3.5m ・SSP（φ50）1.0m ・仕切弁. NS（φ250）2基 ・仕切弁. NS（φ150）2基 ・仕切弁. NS（φ100）4基 ・消火栓（φ75）1基 ・泥吐弁（φ75）1基 	
2	工期	平成27年1月15日まで	
3	予定価格（税込み）	99,121,320円 （消費税相当額8%で積算）	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事又は配水管布設替工事等。ただし、1件（下水道管布設工事及び配水管布設替工事との合算可。）の工事請負額が4,900万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
総合評価に関する事項	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
日程	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
	1	入札説明書等配付開始日	平成25年12月24日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年1月9日
	3	申請書受付開始日	平成25年12月24日
	4	申請書受付締切日	平成26年1月9日

	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年1月16日
	6	設計図書配付開始日	平成25年12月24日
	7	設計図書配付締切日	平成26年1月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年12月24日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年1月17日
	10	入札日時	平成26年1月27日 午前10時00分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年1月30日
	12	開札日時	平成26年2月5日 午前9時00分
	13	落札者決定日	平成26年2月6日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年1月22日 午後5時まで
	2	回答	平成26年1月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年2月3日まで
	2	回答	平成26年2月4日
価格以外の評価を修正した場合	公表		平成26年2月4日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選	

問い合わせ先		択制とする。)
	部分払	請求できる
甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第91号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年12月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）30号		
工事名	①濁川東一処理分区下水道管布設工事（H25B-5） ②（下甲-7）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・H25B-5）		
工事場所	甲府市向町地内		
工事概要	1	工事内容	①・リップ付塩ビ管布設工（φ200） L=646.4m ・人孔設置工（1号）16箇所 ・人孔設置工（小型）7箇所 ・公設樹設置工 27箇所 ・付帯工 1式 ②・DIP. NS（φ250）124m ・DIP. NS（φ150）145m ・DIP. NS（φ100）107m ・DIP. NS（φ75）38m ・DIP. K（φ250）2.5m ・DIP. K（φ150）4m ・HPPE（φ75）220.5m ・HPPE（φ50）39m

		<ul style="list-style-type: none"> ・RRVP (φ75) 2m ・仕切弁. NS (φ250) 2基 ・仕切弁. NS (φ150) 5基 ・仕切弁. NS (φ100) 2基 ・仕切弁. NS (φ75) 3基 ・仕切弁. PE (φ75) 2基 ・仕切弁. PE (φ50) 1基 ・消火栓 (φ75) 2基、 ・空気弁 (φ250) 2基 ・水抜栓 (φ25) 2基 	
2	工期	平成27年1月30日まで	
3	予定価格 (税込み)	99,474,480円 (消費税相当額8%で積算)	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事又は配水管布設替工事等。ただし、1件(下水道管布設工事及び配水管布設替工事との合算可。)の工事請負額が4,900万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年12月24日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年1月9日
	3	申請書受付開始日	平成25年12月24日
	4	申請書受付締切日	平成26年1月9日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年1月16日
	6	設計図書配付開始日	平成25年12月24日

	7	設計図書配付締切日	平成26年1月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年12月24日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年1月17日
	10	入札日時	平成26年1月27日 午前10時05分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年1月30日
	12	開札日時	平成26年2月5日 午前9時05分
	13	落札者決定日	平成26年2月6日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年1月22日 午後5時まで
	2	回答	平成26年1月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年2月3日まで
	2	回答	平成26年2月4日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年2月4日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選択制とする。)
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課	

〒400-8585
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5124

甲府市上下水道局告示第92号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年12月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110108号		
工事名	(路-5) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市丸の内一丁目地内(市道紅梅南通り線)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・インターロッキングブロック工 (ブロック: t=8cm、敷砂: t=2cm) A=908.0㎡、 ・表層工(再生密粒度ASC: t=5cm) A=173.0㎡、 ・上層路盤工(再生瀝青安定処理: t=10cm) A=1070.0㎡、 ・薄層カラー舗装 A=117.0㎡、 ・区画線工 1式、 ・付帯工 1式
	2	工期	平成26年7月4日まで
	3	予定価格 (税込み)	25,272,000円 (消費税相当額8%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事。元請として平成12年4月1日以降

		に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年12月24日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年1月9日
	3	申請書受付開始日	平成25年12月24日
	4	申請書受付締切日	平成26年1月9日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年1月16日
	6	設計図書配付開始日	平成25年12月24日
	7	設計図書配付締切日	平成26年1月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年12月24日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年1月17日
	10	入札及び開札日時	平成26年1月27日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年1月22日 午後5時まで
	2	回答	平成26年1月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585		

甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5124

甲府市上下水道局告示第93号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年12月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110109号	
工事名	(路-6) 路面復旧工事	
工事場所	甲府市大里町・後屋町地内(市立大國小学校の南西)	
工事概要	1 工事内容	・表層工(再生密粒度ASC: t=5cm) A=3676.0㎡、 ・上層路盤工(再生瀝青安定処理: t=10cm) A=132.0㎡、 ・区画線工 1式
	2 工期	平成26年5月16日まで
	3 予定価格 (税込み)	19,515,600円 (消費税相当額8%で積算)
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内
	2 競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の 総合評価値(P)650点以上
	3 同種工事施工実績	路面復旧工事。 元請として平成12年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1 入札説明書等配付開始日	平成25年12月24日

	2 入札説明書等配付締切日	平成26年1月9日
	3 申請書受付開始日	平成25年12月24日
	4 申請書受付締切日	平成26年1月9日
	5 入札参加資格確認結果 通知日	平成26年1月16日
	6 設計図書配付開始日	平成25年12月24日
	7 設計図書配付締切日	平成26年1月17日
	8 設計図書に関する質問 開始日	平成25年12月24日
	9 設計図書に関する質問 締切日	平成26年1月17日
	10 入札及び開札日時	平成26年1月27日 午前10時15分
	提出書類	1 参加申請時
2 入札時		入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1 質問	平成26年1月22日 午後5時まで
	2 回答	平成26年1月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第94号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年12月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 120005号	
工事名	(路中-102)路面復旧工事	
工事場所	甲府市右左口町地内(市立中道南小学校の西)他1箇所	
工事概要	1 工事内容	・表層工(再生密粒度ASC: t=5cm) A=1992.0㎡、 ・表層工(コンクリート: t=15cm) A=24.0㎡、 ・区画線工 1式
	2 工期	平成26年4月30日まで
	3 予定価格 (税込み)	10,184,400円 (消費税相当額8%で積算)
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内
	2 競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の 総合評価値(P)650点以上
	3 同種工事施工実績	路面復旧工事。 元請として平成12年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1 入札説明書等配付開始日	平成25年12月24日
	2 入札説明書等配付締切日	平成26年1月9日
	3 申請書受付開始日	平成25年12月24日
	4 申請書受付締切日	平成26年1月9日
	5 入札参加資格確認結果	平成26年1月16日

	通知日	
	6 設計図書配付開始日	平成25年12月24日
	7 設計図書配付締切日	平成26年1月17日
	8 設計図書に関する質問 開始日	平成25年12月24日
	9 設計図書に関する質問 締切日	平成26年1月17日
	10 入札及び開札日時	平成26年1月27日 午前10時20分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1 質問	平成26年1月22日 午後5時まで
	2 回答	平成26年1月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

任免辞令

(市長事務部局)
市立甲府病院
市立甲府病院
市立甲府病院
退職を承認する

診療部
診療部
看護部

科長 山口 達也
医長 加藤 聡
主任 五味 ユミ

以上 発 令 日 平成25年12月31日

--	--